

目 次

	頁
第1期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	7
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【販売の状況】	1 1
3 【対処すべき課題】	1 1
4 【経営上の重要な契約等】	1 2
5 【研究開発活動】	1 2
第3 【設備の状況】	1 3
1 【主要な設備の状況】	1 3
2 【設備の新設、除去等の計画】	1 4
第4 【提出会社の状況】	1 5
1 【株式等の状況】	1 5
2 【株価の推移】	3 1
3 【役員の状況】	3 1
第5 【経理の状況】	3 6
1 【中間連結財務諸表等】	3 7
2 【中間財務諸表等】	5 7
第6 【提出会社の参考情報】	6 5
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	6 6
中間監査報告書	6 7

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月11日

【中間会計期間】 第1期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nissho Iwai-Nichimen Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 村 英 俊

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03-5446-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・主計部長 塚 田 尚

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03-5446-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・主計部長 塚 田 尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中
会計期間	自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日
売上高 (百万円)	3,022,042
経常利益 (百万円)	19,074
中間純損失 (百万円)	17,509
純資産額 (百万円)	344,551
総資産額 (百万円)	3,414,390
1株当たり純資産額 (円)	393.91
1株当たり中間純損失 (円)	95.21
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	
自己資本比率 (%)	10.09
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	52,384
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,144
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	92,126
現金及び現金同等物 の中間期末残高 (百万円)	491,664
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	18,855 [3,363]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第1期中間連結会計期間は、中間純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益を記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期中	
会計期間	自 平成15年 4月 1日	至 平成15年 9月30日
営業収益 (百万円)	1,259	
経常利益 (百万円)	63	
中間純利益 (百万円)	30	
資本金 (百万円)	148,306	
発行済株式総数 (株)	普通株式	200,208,389
	第 1 種優先株式	105,200,000
	第 2 種優先株式	26,300,000
	第 3 種優先株式	1,500,000
純資産額 (百万円)	467,782	
総資産額 (百万円)	471,739	
1 株当たり純資産額 (円)	1,008.01	
1 株当たり中間純利益 (円)	0.16	
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 (円)		
1 株当たり中間配当額 (円)		
自己資本比率 (%)	99.16	
従業員数 (名)	48	

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第 1 期中間会計期間は、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額が 1 株当たり中間純利益を下回らないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益を記載しておりません。

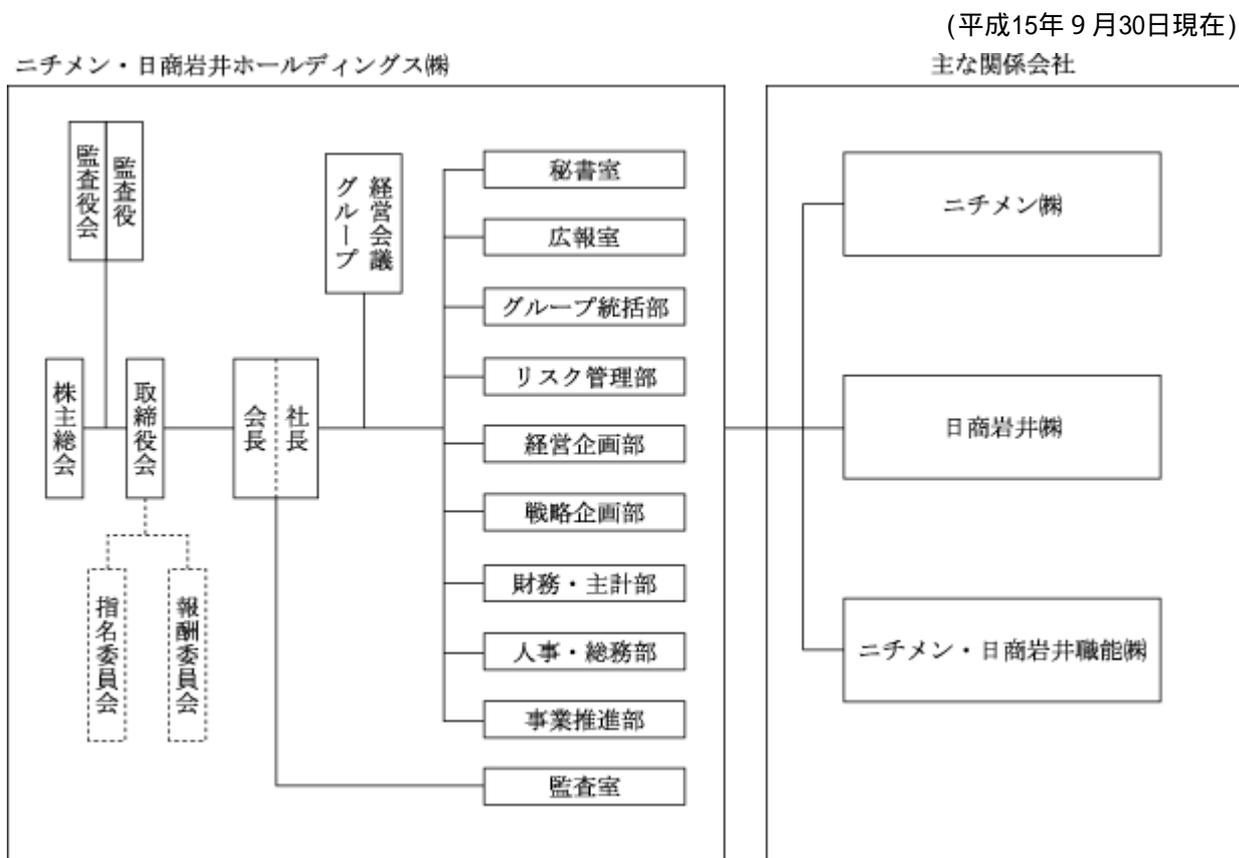
2 【事業の内容】

当社は、平成15年4月1日に商法第364条に定める株式移転制度を利用し、ニチメン株式会社及び日商岩井株式会社により、その持株会社として設立され、これら子会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯する事業を行うことを目的としております。

当社グループは、ニチメン株式会社及び日商岩井株式会社を核に、総合商社として物品の売買及び貿易業を中心に、国内及び海外における各種製品の製造・販売・サービスの提供に携わっている他、各種プロジェクトの企画・調整・コーディネーターとしての機能の発揮、各種事業分野への投資及び金融活動等、全世界的に多角的な事業を行っております。

当企業集団にてかかる事業を推進する関係会社は、子会社500社、関連会社247社の計747社(内、連結対象会社630社)から構成されております。

当社の経営体制、主な関係会社を図示すると以下の通りとなります。



*点線は設定予定

(注) 平成15年10月1日付で事業推進部と戦略企画部を統合して戦略推進部としております。

事業のセグメント別概要は下記の通りです。

事業の種類別 セグメントの名称	主要な取扱品目又は サービスの内容	主要関係会社
機械	自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輛、航空機及び関連機器、情報処理、コンピュータ開発、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他	<ul style="list-style-type: none"> ・ニチメンマシナリー(株)(子) ・ニチメンアピエーション(株)(子) ・ニチメンコンピュータシステムズ(株)(子) ・日商岩井船舶(株)(子) ・日商岩井プラント機器(株)(子) ・日商岩井メカトロニクス(株)(子) ・日商岩井エアロマリン(株)(子) ・MAZAK Nissho Iwai Corp.(子) ・MMC Automotriz, S.A.(子) ・Sunrock Aircraft Corp.Ltd.(子) ・日本センヂミア(株)(関連) ・Mitsubishi Motors Philippines Corp.(関連) <p>子会社 129社 (国内 33社、海外 96社) 関連会社 44社 (国内 5社、海外 39社)</p>
エネルギー・金属 資源	石油・ガス、石油製品、原子燃料、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミ、銅、非鉄製品、海洋石油生産設備、エネルギー化学プラント他	<ul style="list-style-type: none"> ・ニチメンエネルギー(株)(子) ・イーエナジー(株)(子) ・(株)ジェクト(子) ・東京油槽(株)(子) ・日商岩井石油(株)(子) ・エルエヌジージャパン(株)(関連) ・日商岩井アルコニック(株)(関連) ・日商岩井石油ガス(株)(関連) ・Kobe Alumina Associates(Australia)Pty. Ltd.(関連) <p>子会社 41社 (国内 14社、海外 27社) 関連会社 23社 (国内 5社、海外 18社)</p>
化学品・合成樹脂	有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産・珪産、ポリプロピレン、エンブレ等合成樹脂原料、コンパウンド、二軸延伸ナイロンフィルム等包装材料、合成樹脂製品、液晶・電解銅箔等電子材料他	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・ケミカル・ホールディングス(株)(子) ・プラ・ネット・ホールディングス(株)(子) ・プラネット(株)(子) ・プラマテルズ(株)(子) ・第一化成(株)(子) ・日綿塑料(中国)有限公司(子) ・P.T.Kaltim Methanol Industri(子) ・Thai Central Chemical Public Co.,Ltd.(子) ・アリスライフサイエンス(株)(関連) <p>子会社 77社 (国内 34社、海外 43社) 関連会社 44社 (国内 10社、海外 34社)</p>
住・生活産業	<p>[繊維] 羽毛原料及び羽毛製品、綿・化合繊維物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品他</p> <p>[食料] 穀物、小麦粉、油脂・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、食品スーパーマーケットの運営、無人コンビニエンスストア店舗開発他</p> <p>[建設] マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、地域再開発事業、建設資材他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ニチメンインフィニティ(子) ・Nichimen Orient Wear Ltd.(子) <p>・Granplex, Inc.(子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日商岩井食料(株)(子) ・日商岩井ミートアンドアグリプロダクツ(株)(子) ・ユニテックフーズ(株)(子) ・(株)エヌエムボーイ(関連) ・ヤマザキナビスコ(株)(関連) ・フジ日本精糖(株)(関連) <ul style="list-style-type: none"> ・ニコム建物管理(株)(子) ・日商ニチメンリアルネット(株)(子) ・ニチメン土地建物(株)(子) ・サンロック総合開発(株)(子) ・日商岩井不動産(株)(子) ・チエルシージャパン(株)(関連)

事業の種類別 セグメントの名称	主要な取扱品目又は サービスの内容	主要関係会社
	[木材] 輸入原木、製材・合板・集成材など木材製 品、住宅建材他	・サン建材(株)(子) ・日商岩井住宅資材(株)(子) ・Tachikawa Forest Products(N.Z.)Ltd.(関 連)
	[物資・リテール] 和風ファストフードチェーン運営、育児用 品、ポータブルデジタル機器、物資製品、チ ップ植林事業他	・(株)なか卯(子) ・日商岩井セメント(株)(子) ・日商岩井物資販売(株)(子) ・日商岩井紙パルプ(株)(関連)
		子会社 82社 (国内 43社、海外 39社) 関連会社 69社 (国内 26社、海外 43社)
海外現地法人	複数の商品を取扱う総合商社であり、世界の 主要拠点において、当社と同様に多種多様な 活動を行なっております。	・米国ニチメン(子) ・欧州ニチメン(子) ・ニチメンアジア大洋州(子) ・日商岩井欧州会社(子) ・日商岩井豪州会社(子) ・日商岩井シンガポール会社(子) ・日商岩井米国会社(子) ・日商岩井香港会社(子)
		子会社 100社 (国内 1社、海外 99社) 関連会社 30社 (国内 0社、海外 30社)
その他事業	国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベン チャーキャピタル、企業再生ファンドの運 営・管理、鉄鋼関連事業、情報産業関連事業 他	・ニチメン・日商岩井職能(株)(子) ・ニチメン・日商岩井ロジスティクス(株)(子) ・ニチメン金属販売(株)(子) ・ニチメン九州(株)(子) ・日商岩井九州(株)(子) ・シナジー・キャピタル(株)(関連) ・アイ・ティー・エックス(株)(関連) ・中央毛織(株)(関連) ・(株)メタルワン(関連)
		子会社 69社 (国内 46社、海外 23社) 関連会社 37社 (国内 21社、海外 16社)

- (1)ニチメン(株)及び日商岩井(株)は総合商社として各種商品・サービスの取扱いを行っておりますので、上記には含めておりません。なお、両社は連結子会社であります。
- (2)関係会社の内、平成15年9月30日現在、国内証券市場に公開している会社は、フジ日本精糖(株)(東証2部)、中央毛織(株)(東証2部、名証2部)、アイ・ティー・エックス(株)(ヘラクレス)、プラマテルズ(株)(ジャスダック)、(株)なか卯(ジャスダック)の5社であります。
- (3)平成15年10月1日を以って、ニチメン九州(株)と日商岩井九州(株)は合併し、ニチメン・日商岩井九州(株)となりました。
- (4)平成15年10月1日を以って、Kobe Alumina Associates(Australia)Pty.Ltd.はJapan Alumina Associates(Australia)Pty.Ltd.に商号変更致しました。
- (5)(子)は連結子会社、(関連)は持分法適用関連会社を表しております。

3 【関係会社の状況】

2 事業の内容に記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成15年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
機械	2,168[114]
エネルギー・金属資源	1,834[547]
化学品・合成樹脂	6,113[549]
住・生活産業	3,992[1,939]
海外現地法人	2,142[55]
その他事業	2,606[159]
合計	18,855[3,363]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従業員数(名)	48
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社従業員は、ニチメン(株)、日商岩井(株)および(株)UFJ銀行からの出向者であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におきましては、株主資本の充実と有利子負債の削減による「財務体質の強化」を図る一方、統合計画に基づく子会社統合、人員削減やグループ全体での経費見直しを行ったことにより、売上高、経常利益、中間純損益の各科目におきまして、期初に発表致しました中間期業績見通しを達成致しました。

当中間連結会計期間の売上高は、エネルギー・金属資源部門等における原油価格の高値推移等による影響により、期初見通しの2兆8,300億円に対し6.8%増の3兆220億42百万円となりました。

売上総利益は1,223億23百万円、販売費及び一般管理費は957億17百万円となり、その結果営業利益は266億6百万円となりました。

営業外収益281億45百万円、営業外費用356億77百万円と合わせ経常利益は190億74百万円となり、期初見通しの180億円に対し6.0%増となりました。

特別利益として、投資有価証券等売却益60億50百万円等合計61億95百万円を計上し、他方、特別損失として、投資有価証券等売却損60億17百万円、関係会社整理・引当損等58億44百万円、特別退職金等40億43百万円、退職給付制度変更費用152億71百万円等合計392億45百万円を計上した結果、特別損益は330億50百万円の損失となりました。

この結果、税金等調整前中間純損失は139億75百万円となり、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を計上後の中間純損失は、期初見通しの190億円に対し、175億9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<機械>

ボーイング関連の取扱い及びプラント等の輸出商売等の増加により、売上高は6,045億54百万円となり、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は68億28百万円となりました。

<エネルギー・金属資源>

原油価格の高値推移及び取扱量の増加により、売上高は9,005億4百万円となり、これに伴い、営業利益は47億84百万円となりました。

<化学品・合成樹脂>

売上高は3,141億85百万円、営業利益は化学品関係会社の収益拡大により76億93百万円となりました。

<住・生活産業>

繊維、食料、建設、木材、物資・リテール事業から構成される本事業セグメントの中で、(株)なか卯の業績寄与による物資・リテールの収益拡大があり、売上高は6,471億84百万円、営業利益は117億83百万円となりました。

<海外現地法人>

売上高は4,199億8百万円、営業利益は3百万円となりました。

<その他事業>

鉄鋼製品事業の事業分割、情報産業子会社の持分法適用会社化等により、売上高は1,357億4百万円、営業利益は28億98百万円にとどまりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

売上高は2兆4,058億94百万円となりました。また営業利益は207億84百万円となりました。

北米

売上高は1,844億32百万円となりました。また営業損失は4億52百万円となりました。

欧州

売上高は863億39百万円となりました。また営業利益は10億39百万円となりました。

アジア・オセアニア

売上高は3,347億48百万円となりました。また営業利益は45億70百万円となりました。

その他の地域

売上高は106億27百万円となりました。また営業利益は4億80百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは523億84百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは311億44百万円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは増資などにより921億26百万円の収入となりました。これに換算差額及び連結範囲の変更に伴う増加額を調整した結果、当中間期末の現金及び現金同等物の残高は4,916億64百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動による資金は、主に売上債権、販売用不動産等たな卸資産の圧縮により、結果523億84百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動による資金は、主に投資有価証券の売却により、結果311億44百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動による資金は、主に増資などにより、結果921億26百万円の収入となりました。

2 【販売の状況】

業績等の概要及び第5 経理の状況におけるセグメント情報を参照願います。

なお、取引形態別の販売の状況は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)
輸出	500,041	16.5
輸入	750,893	24.9
国内	1,179,440	39.0
外国間	591,666	19.6
合計	3,022,042	100.0

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

ニチメン・日商岩井グループは、現在の事業計画(平成15年4月から平成18年3月までの3ヵ年計画)において、事業ポートフォリオ戦略による「収益力の向上」、ならびに株主資本の充実と有利子負債の削減による「財務体質の強化」を図ることを基本方針とし、事業計画最終年度に「経常利益1,000億円以上」と「ネット有利子負債倍率5倍以下」を達成することを財務目標としております。

当社グループの課題は、前述の事業計画を基本方針に従いスピーディーに実行することにより、事業計画最終年度の財務目標を確実に達成することと認識しております。なお、「収益力の向上」ならびに「財務体質の強化」のための施策と、その進捗状況は以下のとおりです。

(1) 収益力の向上

「選択と集中」を事業ポートフォリオの運営方針とし、各事業のリターン・リスク・資金コストなどの特性を分析のうえ、事業特性に応じて経営資源を適切に再配分することにより、収益力の向上を実現します。さらに、傘下子会社の商流と事業分野における補完関係を最大限に活用し、事業シナジーを發揮することにより、新しい商流・ビジネスを創造します。

他方、合理化につきましては、重複する機能や国内・海外拠点の統廃合、職能組織の再編と合理化、子会社統合を含む事業再編などのリストラクチャリングのスケジュールを可能な限り前倒して実行することにより、販売管理費の削減を早期に実現していく方針です。なお、合理化による連結従業員数、連結子会社数、ならびに国内・海外拠点数の削減計画値と平成15年9月末までの削減実績は下記のとおりです。これまで、合理化は予定を上回る進捗を示していますが、今後もスピードを上げて合理化を推進してまいります。

	H14/9末	H18/3末までの 削減計画値(A)	H15/9末までの 削減実績(B)	進捗率(B/A)
連結従業員数*	21,800人	6,200人	5,000人	81%
連結子会社数*	430社	160社	90社	56%
国内拠点数	8拠点	4拠点	1拠点	25%
海外拠点数	187拠点	120拠点	52拠点	43%

* 事業計画中の合理化計画に対する進捗を表しております。

(2) 財務体質の強化

平成15年4月25日開催の当社取締役会において、第三者割当による優先株式発行、円建転換社債型新株予約権付社債(CB)発行および第三者割当による普通株式発行を決議し、平成15年5月に優先株式2,660億円、CB50億円、および普通株式約72億円を発行することで資本増強を実現しました。この資本増強と継続的なネット有利子負債の削減により、平成15年9月末のネット有利子負債倍率は4.9倍となり、平成15年4月1日のネット有利子負債倍率41.4倍と比較して、財務体質が大きく改善しました。今後は、重点事業への投資を実行するとともに、引き続き株主資本の充実とネット有利子負債の削減を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社であるニチメン㈱は、平成15年8月1日付で同社及び同社の連結子会社・海外拠点で営む鉄鋼製品事業を譲渡することの基本覚書を住友商事㈱との間で締結するとともに、同日付けで両社間の営業譲渡契約書を締結しました。当該事業譲渡額は129億円であります。基本覚書は事業譲渡の全体像を明らかにするために締結するもので、これをもとに個別譲渡契約書をニチメン・グループと住友商事グループとの間で順次締結しております。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社および連結子会社)における主要な設備は以下のとおりであります。

(1) ニチメン(株)

事業の種類別 セグメントの 名称	事業所名	設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
全社	東京本社	事務所	東京都港区	390	6,276	30,293	18,506	2,910	賃借料 762百万円/年
住・生活産業	木材物流センター	木材倉庫	福岡市東区		14,302	2,002	354	5	
	木材倉庫	木材倉庫	愛知県海部郡		24,163	2,009	161		

(注) 1 東京本社ビルは信託譲渡しておりますが、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係わる譲渡人の会計処理に関する実務指針」に照らし、引き続き有形固定資産として計上しております。

2 金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 日商岩井(株)

事業の種類別 セグメントの 名称	事業所名	設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
全社	東京本社	事務所	東京都港区	799			37,804	1,326	賃借料 529百万円/年 (地代)
	コンピューターセンター	機械設備	横浜市都筑区		16,566	10,288	8,453	160	インフォコム(株) 他に賃貸中

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

(3) その他国内子会社

事業の種類別 セグメントの 名称	会社名	事業所名及び 設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
エネルギー・ 金属資源	日商岩井石油(株)	充填所等	大阪市中央区 ほか	293	40,986	4,054	932	640	賃借料 226百万円/年
	東京油槽(株)	石油化学品等 の物流ターミ ナル	神奈川県 川崎市	76	72,157	8,331	348	1,389	
化学品・ 合成樹脂	第一化成(株)	栃木工場	栃木県 下都賀郡	491	66,772	1,006	661	1,700	
住・生活産業	日商岩井不動産(株)	本社オフィス	東京都港区	41	337	5,128	1,217	36	一部賃貸中
	山形新都心開発(株)	賃貸ビル	山形県山形市	6	—	—	3,350	—	賃貸中
	エヌアイ商業開発 (株)	ショッピング センター	佐賀県佐賀市	10	3,258	465	4,702	1,248	土地賃借料 6百万円/年
	下田マリンタウン 開発(株)	下田プロジェ クト 開発用地等	静岡県下田市	—	43,349	4,294	32	1,023	
その他	(株)スズヤス	コイルセンタ ー及び倉庫	栃木県小山市 ほか	112	66,896	4,096	271	306	
	日本鉄鋼建材リー ス(株)	成田工場 工場及び加工 センター	千葉県成田市	8	76,895	1,596	21	401	
	飯田橋エステート (株)	飯田橋 豊国ビル 賃貸用ビル	東京都 千代田区	—	907	6,237	363	23	
		中津ホークコ ビル 賃貸用ビル	大阪市北区	—	1,754	4,480	971	0	
	中津プロパティ ー(株)	世界長ビル 商業ビル	大阪市北区	—	1,934	1,842	954	38	

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

(4) その他海外子会社

事業の種類別 セグメントの 名称	会社名	事業所名及び 設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
機械	GEONET AVIATION LIMITED	航空機	アイルランド ダブリン	—	—	—	—	10,586	
	SUNROCK AIRCRAFT CORP., LTD	航空機	アイルランド ダブリン	6	—	—	—	60,859	
	PRAIRIE HOLDING S. A.	船舶	パナマ	—	—	—	—	3,690	
化学品・ 合成樹脂	CABLE SANDS HOLDINGS PTY. LTD	本社オフィス 及び工場	豪州 パース	73	20,784,408	429	—	1,620	
	CABLE SANDS INVESTMENTS PTY. LTD	本社オフィス 及び工場	豪州 パース	73	20,784,408	429	—	1,620	
	P. T. KALTIM METHANOL INDUSTRI	本社オフィス 及び工場	インドネシア ジャカルタ	214	79,781	296	—	30,150	
	THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC CO., LTD	本社オフィス 及び工場	タイ バンコク	990	5,094,023	4,921	1,978	2,048	

2 【設備の新設、除却等の計画】

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	463,432,600
第 種優先株式	110,000,000
第 種優先株式	33,000,000
第 種優先株式	11,000,000
計	617,432,600

(注) 1 当社定款におきまして、次のとおり規定しております。

当社が発行する株式の総数は、6億1,743万2,600株とし、このうち4億6,343万2,600株は普通株式、1億1,000万株は 種優先株式、3,300万株は 種優先株式および1,100万株は 種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。

2 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月11日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	200,208,389	206,765,765	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	
第一回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 2
第二回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 3
第三回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 4
第四回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 5
第一回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 6
第一回 種優先株式	1,500,000	同左		(注) 7
計	333,208,389	339,765,765		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 種優先配当金の額

種優先配当金の額は、種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、種優先配当金の額は200円とする。

種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 0.75\%$$

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

(3) 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(D) 議決権

種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成18年5月14日から平成28年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成18年5月14日から平成27年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(F)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(F)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(I) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3 第二回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

第一回 種優先株式の記載に同じ。

(2) 種優先配当金の額

第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。

$$\text{種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.0\%$$

(3) 種優先中間配当金

第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (4) 非累積条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (5) 非参加条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (B) 残余財産の分配
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (C) 買入消却
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (D) 議決権
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (F) 普通株式への転換予約権
 - (1) 転換を請求し得べき期間
平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。
 - (2) 転換の条件
種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 - (イ)当初転換価額
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (ロ)転換価額の修正
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成20年5月14日から平成29年5月14日までの毎年5月14日とする。
 - (ハ)転換価額の調整
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (二)転換により発行すべき普通株式数
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (G) 普通株式への強制転換
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (I) 優先順位
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- 4 第三回 種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (A) 優先配当金
 - (1) 種優先配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (2) 種優先配当金の額
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。
種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.25%
 - (3) 種優先中間配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (4) 非累積条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (5) 非参加条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (B) 残余財産の分配
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (C) 買入消却
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (D) 議決権
第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (F) 普通株式への転換予約権
 - (1) 転換を請求し得べき期間
平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。
 - (2) 転換の条件
種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 - (イ)当初転換価額
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (ロ)転換価額の修正
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成22年5月14日から平成31年5月14日までの毎年5月14日とする。
 - (ハ)転換価額の調整
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (二)転換により発行すべき普通株式数
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (G) 普通株式への強制転換
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (I) 優先順位
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- 5 第四回 種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (A) 優先配当金
 - (1) 種優先配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (2) 種優先配当金の額
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。
種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.5%
 - (3) 種優先中間配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (4) 非累積条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (5) 非参加条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (B) 残余財産の分配
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (C) 買入消却
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (D) 議決権
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (F) 普通株式への転換予約権
 - (1) 転換を請求し得べき期間
平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。
 - (2) 転換の条件
種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 - (イ)当初転換価額
第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (ロ) 転換価額の修正
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成24年5月14日から平成33年5月14日までの毎年5月14日とする。
 - (ハ) 転換価額の調整
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (二) 転換により発行すべき普通株式数
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (G) 普通株式への強制転換
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (I) 優先順位
 - 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- 6 第一回 種優先株式の内容は以下のとおりであります。
- (A) 優先配当金
 - (1) 種優先配当金
 - 当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。
 - (2) 種優先配当金の額
 - 種優先配当金の額は、種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、種優先配当金の額は200円とする。
 - 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%
 - 「配当年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。
 - (3) 種優先中間配当金
 - 当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。
 - (4) 非累積条項
 - ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
 - (5) 非参加条項
 - 種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。
 - (B) 残余財産の分配
 - 当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。
 - 種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (C) 買入消却
 - 当社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
 - (D) 種優先株主による償還請求権
 - (1) 種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、又は決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有する種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日か

ら1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。

(2) 前記限度額を超えて 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

(3) 償還価額は、種優先株式1株につき2,000円とする。

(E) 議決権

種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(G) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二)転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取

引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までになされた場合(上記(G)(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

7 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 種優先配当金の額

1株につき15円

(3) 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(D) 130%コールオプションによる強制償還

(1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。

(2) 償還価額は、種優先株式1株につき2,000円とする。

(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(E) 議決権

種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会にお

いて否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(G) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成16年5月14日から平成25年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成15年11月14日に先立つ5営業日(平成15年11月14日を除き、終値のない日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の合計を終値のある営業日数で除して得られる金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。

(注) 平成15年11月13日に当初転換価額は568円に決定しております。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成16年5月14日から平成24年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ10取引日(当該転換価額修正日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成15年11月14日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のある種優先株式の転換価額の100%に相当する金額(以下「上限強制転換価額」という。)を上回るときは、種優先株式1株の払込金

相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までにより上記(G)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額及び上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	160	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	
新株予約権の行使期間	平成15年5月30日～ 平成17年5月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,600	

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(注)2(B)記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は原則として切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2 本新株予約権の行使時の払込金額

(A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、当初271円とする。

(C) 本新株予約権付社債の発行後、毎月第1金曜日(日本時間、以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は当該決定日の行使価額の75%に相当する価額の高い方の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「決定日株価」という。)が、当該決定日の行使価額を下回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該決定日株価に修正される。但し、かかる算出の結果、下限行使価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後行使価額は、下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、当初行使価額の30%に相当する価額(但し、下記(D)の調整を受ける。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(D) 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

- 4 その他の本新株予約権の行使の条件

当社が下記(A)、(B)又は(C)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日に先立つ5営業日前の日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

- (B) 130%コールオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある行使価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該20連続取引日の末日から30日以内に償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

- (C) ハードコールオプション条項による繰上償還

当社はその選択により、本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の102%に相当する価額で繰上償還することができる。

- 5 商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

当社は、平成15年11月5日に2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)7
新株予約権の行使期間	平成15年11月6日～ 平成17年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)8
新株予約権の行使の条件	(注)9
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000

(注)6 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(注)7(B)記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は原則として切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

7 本新株予約権の行使時の払込金額

(A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、当初740円とする。

(C) 本新株予約権付社債の発行日の属する月の翌月以降、毎月第1金曜日(日本時間、以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は当該決定日の行使価額の75%に相当する価額の高い方の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「決定日株価」という。)が、当該決定日の行使価額を下回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該決定日株価に修正される。但し、かかる算出の結果、下限行使価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後行使価額は、下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、当初行使価額の30%に相当する価額(但し、下記(D)の調整を受ける。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(D) 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

8 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

9 その他の本新株予約権の行使の条件

当社が下記(A)、(B)又は(C)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日に先立つ5営業日前の日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

(A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(B) 130%コールオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある行使価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該20連続取引日の末日から30日以内に償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(C) ハードコールオプション条項による繰上償還

当社はその選択により、本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の102%に相当する価額で繰上償還することができる。

10 商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

11 発行日から提出日の前月末(平成15年11月30日)までの間に新株予約権の行使はされておりません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年4月1日	154,358,166	154,358,166	10,000	10,000	181,181	181,181
平成15年5月14日 (注)1	133,000,000	287,358,166	133,000	143,000	133,000	314,181
平成15年5月16日 (注)2	31,915,800	319,273,966	3,606	146,606	3,574	317,755
平成15年5月30日～ 平成15年9月30日 (注)3	13,934,423	333,208,389	1,700	148,306	1,700	319,455

(注)1 有償第三者割当増資

優先株式 発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

割当先 株式会社UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社東京三菱銀行、
株式会社りそな銀行、三菱信託銀行株式会社、農林中央金庫、Lehman Brothers Asia Capital
Company、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited

2 有償第三者割当増資

普通株式 発行価格 225円 資本組入額 113円

主な割当先 オリックス株式会社、スパークス・ストラテジック・インベストメント・リミテッド、ア
ップリカ葛西株式会社、株式会社ファーストリテイリング、株式会社東京スタイル、株式
会社サン・クロレラ

3 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	6,908	3.45
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	5,313	2.65
日本興亜損害保険株式会社	千代田区霞が関3丁目7-3	4,036	2.02
東京海上火災保険株式会社	千代田区丸の内1丁目2-1	3,910	1.95
株式会社 みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1丁目3-3	3,522	1.76
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2-1	3,380	1.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8-11	3,012	1.50
UFJ信託銀行株式会社	千代田区丸の内1丁目4-3	2,815	1.41
オリックス株式会社	港区浜松町2丁目4-1	2,459	1.23
日本生命保険相互会社	千代田区有楽町1丁目2-2	2,405	1.20
計		37,760	18.86

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3,012千株

UFJ信託銀行株式会社 1,960千株

第 種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	60,000	57.04
株式会社 みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1丁目3-3	18,000	17.11
株式会社東京三菱銀行	千代田区丸の内2丁目7-1	14,000	13.31
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	7,200	6.84
三菱信託銀行株式会社	千代田区丸の内1丁目4-5	4,000	3.80
農林中央金庫	千代田区有楽町1丁目13-2	2,000	1.90
計		105,200	100.00

第 種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	15,000	57.04
株式会社 みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1丁目3-3	4,500	17.11
株式会社東京三菱銀行	千代田区丸の内2丁目7-1	3,500	13.31
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,800	6.84
三菱信託銀行株式会社	千代田区丸の内1丁目4-5	1,000	3.80
農林中央金庫	千代田区有楽町1丁目13-2	500	1.90
計		26,300	100.00

第 種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Lehman Brothers Asia Capital Company	LEVEL 38 ONE PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY HONG KONG	1,000	66.67
Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited	LEVEL 38 ONE PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY HONG KONG	500	33.33
計		1,500	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 133,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,460,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 196,973,000	1,907,884	
単元未満株式	普通株式 1,774,889		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	333,208,389		
総株主の議決権		1,907,884	

(注) 1 単元未満株式に含まれる相互保有株式及び自己株式は下記のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構	54株
フジ日本精糖株式会社	57株
ニチメン株式会社	39株
ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社	3株

- 2 「完全議決権株式(その他)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6,184,600株含まれております。なお、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数61,846個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社	港区芝4丁目1-23	30,500		30,500	0.02
フジ日本精糖株式会社	中央区日本橋茅場町 1丁目4-9	864,400		864,400	0.43
ニチメン株式会社	港区芝4丁目1-23	397,700		397,700	0.20
信州ハム株式会社	長野県上田市下塩尻950	88,800		88,800	0.04
株式会社ニチメンインフィニティ	大阪府箕面市船場東 3丁目2-16	79,100		79,100	0.04
計		1,460,500		1,460,500	0.73

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が6,184,600株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	342	254	316	393	417	668
最低(円)	205	231	243	289	302	391

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

(2) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(3) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(4) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

3 【役員の状況】

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
代表取締役会長 Co-CEO	はん ばやし とおる 半 林 亨 (昭和12年 1月 7日)	昭和34年 4月 日綿実業株式会社(現・ニチメン株式会社)入社 昭和58年 4月 同社大阪化学品第二部長 昭和61年 6月 同社化工第二本部長補佐 昭和61年10月 同社化学品本部長補佐 昭和63年 6月 同社化学品本部長 平成元年 6月 同社取締役 平成 5年 6月 同社代表取締役常務 同社化工部門統轄役員補佐 平成 6年 6月 同社化工部門統轄役員 平成 7年 6月 同社代表取締役専務 平成10年 4月 同社生活産業部門統轄役員 平成11年 4月 同社住・生活産業部門担当 兼大阪担当 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成12年 4月 同社住・生活産業カンパニー担当 兼C10 平成12年10月 同社代表取締役社長 平成15年 4月 当社代表取締役会長(現)	30,010株

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
代表取締役社長 Co-CEO	にし むら ひで とし 西 村 英 俊 (昭和17年4月29日)	昭和40年4月 日商株式会社入社(現・日商岩井株式会社) 昭和62年4月 同社化学プラントエンジニアリング本部企画室長 昭和63年10月 同社エネルギー化学プラント第二部長 平成3年10月 同社情報通信事業本部副本部長 平成4年10月 同社情報通信事業本部長 兼衛星通信事業室長兼システム産業部長 平成6年4月 同社情報産業本部長 兼メディア事業部長 平成6年6月 同社取締役 平成10年5月 同社中国総代表 兼日商岩井中国会社会長 兼日商岩井上海会社会長 兼日商岩井大連会社会長 兼日商岩井広州会社会長 兼日商岩井天津会社会長 兼日商岩井青島会社会長 兼日商岩井香港会社会長 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社常務執行役員 平成12年4月 同社米州総支配人 兼日商岩井米国会社社長 兼日商岩井カナダ会社社長 平成12年6月 同社専務執行役員 平成14年4月 同社企画推進部担当 企画ユニット分掌 平成14年6月 同社代表取締役社長(現) 平成15年4月 当社代表取締役社長(現)	35,600株
取締役 副社長執行役員 グループ統括担当 リスク管理担当 監査室長	はし かわ ま さき 橋 川 眞 幸 (昭和24年1月25日)	昭和46年4月 株式会社三和銀行(現・株式会社UFJ銀行)入行 平成3年10月 同行内神田支店長 平成5年1月 株式会社大京出向 平成6年11月 同行営業本部第二部長 平成9年2月 同行個人部長 平成10年4月 同行企画部長 平成10年6月 同行取締役 平成11年6月 同行執行役員 平成13年3月 同行常務執行役員 平成14年5月 同行専務執行役員 大阪中央支店長 平成14年7月 同行専務執行役員 平成15年4月 当社取締役(現)	20,000株

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
取締役 専務執行役員 財務・主計担当 人事・総務担当	みなみ けん いち 南 健 一 (昭和22年10月30日)	昭和45年4月 日商岩井株式会社入社 平成5年10月 同社機械・情報産業営業企画部長 平成6年10月 同社機械・情報産業業務部長兼務 平成7年6月 同社機械・情報産業部門統轄室長 兼 機械・情報産業営業企画部長 兼機 械・情報産業業務部長 平成9年4月 日商岩井米国会社 平成9年7月 同社中米・南米 [北部] 地区支配人兼 務 平成11年1月 日商岩井米国会社機械事業グループエ グゼクティブ 兼輸送機械ゼネラルマ ネージャー 平成11年5月 同社経営企画部長 平成12年6月 同社執行役員 平成14年4月 同社企画ユニットリーダー 平成14年6月 同社取締役常務執行役員 企画推進部担当、企画ユニット分掌 平成14年12月 同社統合推進室担当 平成15年1月 同社市場金融推進室担当 平成15年4月 同社取締役(現)、社長補佐(現) 当社取締役(現)	15,300株
取締役 専務執行役員 経営企画、 戦略推進担当 広報担当	こ ばやし かつ ひこ 小林 克彦 (昭和34年3月19日)	昭和58年4月 住友海上火災保険株式会社(現・三井 住友海上火災保険株式会社)入社 昭和62年5月 コーネル大学経営大学院卒業 平成元年1月 ゴールドマン・サックス証券会社東京 支店入社 投資銀行部門 平成7年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 資本市場部ディレクター 平成14年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社東京支 店入社 投資銀行本部マネージング・ ディレクター 平成15年4月 当社取締役(現)	20,000株
監査役(常勤)	なか お しゅん いち 中尾 舜 一 (昭和16年6月30日)	昭和40年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成元年6月 北海道通商産業局長 平成2年8月 日本貿易振興会ロンドン・センター所 長 平成4年8月 通商産業省退官 平成4年9月 社団法人ニューオフィス推進協議会専 務理事 平成7年7月 ニチメン株式会社参事 平成8年6月 同社エネルギー本部長 平成9年6月 同社取締役 平成11年4月 同社エネルギー・化工部門長 兼エネ ルギー・化学品本部長 平成11年6月 同社執行役員 平成12年4月 同社エネルギー・化工カンパニーCEO 平成12年6月 同社常務取締役 エネルギー・化工カンパニー担当補佐 平成12年8月 同社IT事業センター担当 平成12年10月 同社コーポレート部門担当補佐 兼IT 事業センター担当 平成13年6月 同社常勤監査役(現) 平成15年4月 当社監査役(常勤)(現)	3,696株

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
監査役(常勤)	まさ おか とう ま 政 岡 東 馬 (昭和17年2月3日)	昭和39年4月 日商株式会社入社(現・日商岩井株式会社) 昭和62年1月 同社自動車部長 平成元年6月 同社自動車開発部長兼務 平成3年10月 同社自動車本部副本部長 兼自動車部長 平成5年6月 同社自動車本部長 平成7年6月 同社取締役 平成9年6月 同社機械・情報産業部門長補佐(重工プラント本部、自動車本部担当) 平成10年6月 同社常務取締役 平成10年10月 同社機械第二部門長補佐 平成11年5月 同社欧州・アフリカ総支配人 兼日商岩井欧州会社社長 平成11年6月 同社常務執行役員 平成12年1月 日商岩井フランス会社社長兼務 平成12年4月 日商岩井イタリア会社社長 ミラノ店長兼務 平成12年6月 日商岩井イベリア会社社長兼務 平成13年6月 同社常任監査役(常勤)(現) 平成15年4月 当社監査役(常勤)(現)	7,200株
監査役(非常勤)	なか むら てる お 中 村 輝 夫 (昭和8年4月15日)	昭和34年4月 日本化薬株式会社入社 昭和43年2月 公認会計士第3次試験合格 昭和58年9月 同社経営企画室部長 昭和61年8月 同社東京工場長 昭和63年8月 同社取締役 昭和63年8月 同社経理部長 平成3年5月 日本原価計算研究会常任理事(現) 平成4年9月 同社医薬事業本部営業本部長 平成5年8月 同社常務取締役 兼医薬事業本部長 平成6年8月 同社医薬事業本部長創薬本部長 平成7年8月 同社専務取締役 兼医薬事業本部長 平成8年9月 公認会計士第3次試験委員 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成9年10月 社団法人経済団体連合会(現・社団法人日本経済団体連合会)常任理事(現) 平成15年4月 当社監査役(非常勤)(現) 平成15年8月 日本化薬株式会社相談役(現)	
監査役(非常勤)	しな がわ まさ じ 品 川 正 治 (大正13年7月26日)	昭和24年4月 日本火災海上保険株式会社入社 昭和51年7月 同社取締役企画部長 昭和53年7月 同社常務取締役 昭和54年7月 同社専務取締役 昭和56年7月 同社取締役副社長 昭和59年7月 同社取締役社長 平成元年6月 同社取締役会長 平成3年6月 同社相談役 平成4年3月 日本ヒルトン株式会社取締役会長 平成4年4月 社団法人経済同友会代表幹事特別顧問 平成5年4月 社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事 平成6年6月 日商岩井株式会社監査役(非常勤)(現) 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社(旧・日本火災海上保険株式会社)相談役(現) 平成15年4月 当社監査役(非常勤)(現)	1,000株

(注) 中村輝夫氏および品川正治氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

退任役員

役名及び職名	氏名	退任年月日
取締役 専務執行役員 経営企画、戦略推進担当 広報担当	竹 田 博	平成15年12月 1 日

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員 経営企画、戦略推進担当 広報担当	取締役 専務執行役員 経営企画、戦略推進担当 役員補佐	小 林 克 彦	平成15年12月 1 日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人及び朝日監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		構成比 (%)
		金額(百万円)		
(資産の部)				
流動資産				
1	2		518,758	
2	2		799,401	
3	2		13,732	
4	2		289,787	
5	2		213,069	
6			14,583	
7			190,155	
8			42,810	
			1,996,676	58.48
流動資産合計				
固定資産				
(1) 有形固定資産				
	1 2			
1		174,703		
2		338,479	513,182	
(2) 無形固定資産				
1		47,598		
2		31,234	78,833	
(3) 投資その他の資産				
1	2 3	435,308		
2	2	225,976		
3		81,046		
4		2,252		
5	2	204,350		
6		124,831	824,103	
			1,416,118	41.47
固定資産合計				
繰延資産				
			1,594	0.05
資産合計				
			3,414,390	100.00

当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)				
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1	支払手形及び買掛金	2	536,484	
2	短期借入金	2	1,561,242	
3	コマーシャルペーパー		79,570	
4	社債(一年内償還)		36,585	
5	未払法人税等		5,894	
6	繰延税金負債		607	
7	その他	2	234,103	
	流動負債合計		2,454,488	71.89
固定負債				
1	社債	2	65,287	
2	長期借入金	2	472,223	
3	繰延税金負債		10,836	
4	退職給付引当金		9,990	
5	その他	2	43,954	
	固定負債合計		602,292	17.64
	負債合計		3,056,781	89.53
(少数株主持分)				
	少数株主持分		13,057	0.38
(資本の部)				
	資本金		148,306	4.34
	資本剰余金		344,319	10.08
	利益剰余金		66,849	1.96
	土地再評価差額金		6,364	0.18
	その他有価証券評価差額金		2,295	0.07
	為替換算調整勘定		71,725	2.10
	自己株式		839	0.02
	資本合計		344,551	10.09
	負債、少数株主持分 及び資本合計		3,414,390	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		対売上高比率 (%)
		金額(百万円)		
売上高			3,022,042	100.00
売上原価			2,899,718	95.95
売上総利益			122,323	4.05
販売費及び一般管理費				
1 給料手当		29,529		
2 賃借料		9,518		
3 その他		56,669	95,717	3.17
営業利益			26,606	0.88
営業外収益				
1 受取利息		12,852		
2 受取配当金		2,047		
3 持分法による投資利益		1,866		
4 投資有価証券売却益		3,052		
5 その他		8,326	28,145	0.93
営業外費用				
1 支払利息		27,956		
2 コマーシャルペーパー利息		773		
3 その他		6,946	35,677	1.18
経常利益			19,074	0.63
特別利益				
1 有形固定資産等売却益	1	145		
2 投資有価証券等売却益		6,050	6,195	0.21
特別損失				
1 有形固定資産等売却・ 除却損	2	2,157		
2 投資有価証券等売却損		6,017		
3 投資有価証券評価損		1,130		
4 関係会社整理・引当損等		5,844		
5 特定海外債権引当金繰入額		2,612		
6 事業構造改善損		1,962		
7 特別退職金等		4,043		
8 退職給付制度変更費用		15,271		
9 統合費用		206	39,245	1.30
税金等調整前中間純損失			13,975	0.46
法人税、住民税及び事業税		5,487		
法人税等調整額		2,875	2,612	0.09
少数株主利益(減算)			922	0.03
中間純損失			17,509	0.58

【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			293,335
資本剰余金増加高			
1 増資による新株の発行		138,274	
2 合併差益		29	
3 利益剰余金からの振替高		106	138,410
資本剰余金減少高			
資本剰余金取崩額		87,426	87,426
資本剰余金中間期末残高			344,319
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			134,913
利益剰余金増加高			
資本剰余金取崩額		87,426	87,426
利益剰余金減少高			
1 中間純損失		17,509	
2 役員賞与		10	
3 土地再評価差額金取崩額		11	
4 資本剰余金への振替高		106	
5 自己株式処分差損		267	
6 連結範囲の変更に伴う 剰余金の減少高		1,456	19,362
利益剰余金中間期末残高			66,849

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失		13,975
減価償却費		14,194
投資有価証券評価損		1,130
連結調整勘定償却額		1,806
貸倒引当金の増加額		4,572
退職給付引当金の減少額		10,675
受取利息及び受取配当金		14,899
支払利息		28,730
為替差損		1,013
持分法による投資損益(益)		1,866
投資有価証券売却損益(益)		3,215
有形固定資産売却損益(益)		2,012
売上債権の減少額		65,826
たな卸資産の減少額		15,175
仕入債務の減少額		5,166
役員賞与の支払額		15
その他		16,605
小計		68,042
受取利息及び配当金の受取額		21,703
利息の支払額		30,618
法人税等の支払額		6,741
営業活動によるキャッシュ・フロー		52,384

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増加額		2,865
有価証券の純減少額		5,790
有形固定資産の取得による支出		6,311
有形固定資産の売却による収入		767
投資有価証券の取得による支出		8,779
投資有価証券の償還・売却による収入		35,884
短期貸付金の純増加額		6,518
長期貸付けによる支出		7,856
長期貸付金の回収による収入		12,847
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入		1,228
その他		6,959
投資活動によるキャッシュ・フロー		31,144
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純減少額		49,570
コマーシャルペーパーの純増加額		57,970
長期借入れによる収入		52,405
長期借入金の返済による支出		198,653
社債の発行による収入		16,863
社債の償還による支出		59,284
増資による収入		272,248
少数株主への株式の発行による収入		481
自己株式の取得による支出		31
少数株主への配当金の支払額		302
財務活動によるキャッシュ・フロー		92,126
現金及び現金同等物に係る換算差額		917
現金及び現金同等物の増加額		176,573
現金及び現金同等物の期首残高		310,441
連結範囲の変更に伴う 現金及び現金同等物の増減額		4,649
現金及び現金同等物の中間期末残高	1	491,664

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は388社であります。 このうち、主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載しております。 なお、非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>
2	<p>持分法の適用に関する事項 持分法を適用した会社数は242社(非連結子会社26社及び関連会社216社)であります。 このうち、主要な持分法適用会社名は「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載しております。 なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益、連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりません。</p>
3	<p>連結子会社の中間決算日に関する事項 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なり、中間決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の中間財務諸表を使用している子会社は232社あります。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4	<p>ニチメン(株)及び日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続 ニチメン(株)及び日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続については持分プーリング法を適用しております。</p>
5	<p>会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>b その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>運用目的の金銭の信託 時価法によっております。</p> <p>たな卸資産 主として個別法または移動平均法による原価法によっております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、子会社のニチメン東京本社と日商岩井横浜センターの建物及び構築物と平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物(含む賃貸用固定資産) 3～65年

機械装置及び運搬具 2～25年

無形固定資産

主として定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、原則として、10年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に8年)による按分額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に10年)による定額法(一部子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

子会社のニチメン(株)は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年9月に適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止し、確定拠出年金制度及び前払退職金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別損失として15,271百万円計上しております。

なお、一部の従業員には退職一時金制度が存続しておりますが、対象従業員の数が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、簡便法により計算した退職給付債務を用いて、退職給付引当金及び退職給付費用を計上することに変更しております。この変更による影響額は軽微であります。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。

換算差額は、少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、一部の在外連結子会社については売買取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

当中間連結会計期間
(自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日)

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付き債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物等の商品価格変動リスクに対して商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、商品の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、主としてデリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動等を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

大型不動産開発事業(総投資額が20億円以上かつ開発期間が1年超のもの)に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。

6 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)			
1	有形固定資産減価償却累計額		178,611百万円
2	このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。		
	(1) 債務の担保に供している資産		
	担保提供資産(百万円)		対応債務(百万円)
	現金及び預金	16,974	支払手形及び買掛金 1,906
	受取手形及び売掛金	15,231	短期借入金 52,837
	たな卸資産	26,368	流動負債(その他) 2,201
	短期貸付金	5,415	社債 100
	土地	70,960	長期借入金 72,610
	有形固定資産(その他)	85,751	固定負債(その他) 11,726
	投資有価証券 (有価証券含む)	102,177	
	長期貸付金	32,216	
	投資その他の資産 (その他)	480	
	(注) 上記の投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金には、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ21,219百万円、28,685百万円含まれております。		
	(2) 取引保証金等の代用として供している資産		
	現金及び預金		6,978百万円
	受取手形及び売掛金		250百万円
	投資有価証券(有価証券含む)		30,938百万円
3	このうち貸付有価証券が41,298百万円含まれております。		
	偶発債務		
	下記には保証債務95,346百万円の他に保証類似行為として、保証予約等11,183百万円を含んでおります。		
	連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証		
	P.T. CHANDRA ASRI		9,812百万円
	ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資		6,666百万円
	ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス		6,104百万円
	エルエヌジージャパン		4,108百万円
	ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA		4,072百万円
	その他		75,765百万円
	合計		106,530百万円
	(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。		
	手形割引高及び裏書譲渡高		
(1)	受取手形割引高		28,529百万円
(2)	受取手形裏書譲渡高		14,423百万円

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。	
土地	6百万円
建物及び構築物ほか	139百万円
2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。	
土地	1,883百万円
建物及び構築物ほか	273百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目との金額の関係	
現金及び預金勘定	518,758百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	28,243百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,149百万円
現金及び現金同等物	<u>491,664百万円</u>

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)			
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)
構築物	12	7	4
機械装置及び 運搬具	3,518	1,656	1,862
器具及び備品	1,811	967	844
その他	4,992	2,552	2,439
合計	10,335	5,183	5,151
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
2 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内	2,105百万円		
1年超	3,537百万円		
合計	5,643百万円		
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
3 支払リース料、減価償却費相当額			
支払リース料	1,016百万円		
減価償却費相当額	1,016百万円		
4 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
オペレーティング・リース取引 (借手側)			
未経過リース料			
1年以内	441百万円		
1年超	1,806百万円		
合計	2,248百万円		

当中間連結会計期間
(自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(貸手側)

1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)
機械装置 及び運搬具	1,948	1,236	712
器具及び備品	816	558	257
その他	315	169	145
合計	3,079	1,964	1,115

2 未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	606百万円
1年超	1,043百万円
合計	1,650百万円

(注1) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低い
ため、受取利子込み法により算定しております。

(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸手側の未経過リース料中間期末残高相当額は583百万円(うち、1年以内293百万円)であります。なお、借手側の残高はほぼ同額であり、上記の借手側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。

3 受取リース料、減価償却費

受取リース料	226百万円
減価償却費	180百万円

オペレーティング・リース取引

(貸手側)

未経過リース料

1年以内	135百万円
1年超	1,095百万円
合計	1,230百万円

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末

1 時価のある有価証券(平成15年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券			
国債・地方債	20	21	1
社債	14,828	14,820	7
合計	14,849	14,842	6
種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) その他有価証券			
株式	149,813	155,573	5,760
債券			
社債	10,142	10,107	34
その他	5,582	6,373	790
合計	165,538	172,054	6,516

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券

(百万円)

非上場外国債券 3,531

(2) その他有価証券

(百万円)

非上場株式(店頭売買株式を除く) 85,347

非上場外国債券 14,807

その他 485

合計 100,641

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について1,130百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

以下のヘッジ目的以外のデリバティブ取引に関する評価損益は、すべて中間連結損益計算書に計上しております。

()の金額は、中間連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

対象物の種類	種類	当中間連結会計期間末(平成15年9月30日)		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	米ドル			
	売建	20,261	19,614	646
	買建	54,827	53,558	1,269
	ユーロ			
	売建	1,037	1,031	6
	買建	2,140	2,095	44
	その他			
	売建	146	146	0
	買建	398	386	12
通貨スワップ取引				
ユーロ				
買建	5,000	3	3	
	合計			675
金利	キャップ取引			
	買建	300 (0)	0	0
	金利スワップ取引			
	受取固定・ 支払変動	41,700	1,615	1,615
	受取変動・ 支払固定	88,024	880	880
	受取変動・ 支払変動	22,358	784	784
	合計			1,519
株式	株式指数先物取引			
	売建	520	512	7
	買建	1,612	1,537	74
	合計			67
債券	債券先物取引			
	売建	1,103	1,095	7
	買建	1,367	1,369	2
	合計			10

(注) 時価の算定方法

通貨

為替予約取引の時価は、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利

時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

株式

時価は、主たる取引所における最終の価格で算出しております。

債券

時価は、主たる取引所における最終の価格で算出しております。

対象物の種類	種類	当中間連結会計期間末(平成15年9月30日)		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
商品	商品先物取引			
	金属			
	売建	6,895	6,751	143
	買建	7,833	7,631	201
	食料			
	売建	2,222	2,190	32
	買建	2,199	2,237	37
	商品先渡取引			
	金属			
	売建	3,265	3,229	35
買建	1,372	1,381	8	
	合計			56

(注) 時価の算定方法

商品先物取引の時価は、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格で算定しております。
商品先渡取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	機械 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	住・ 生活産業 (百万円)	海外 現地法人 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	604,554	900,504	314,185	647,184	419,908	135,704	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間 の内部売上高	9,429	37,252	5,884	10,636	172,866	29,212	265,281	(265,281)	
計	613,984	937,757	320,069	657,820	592,775	164,916	3,287,323	(265,281)	3,022,042
営業費用	607,155	932,973	312,376	646,037	592,771	162,017	3,253,331	(257,896)	2,995,435
営業利益	6,828	4,784	7,693	11,783	3	2,898	33,992	(7,385)	26,606

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は第一部 企業情報 第1 企業の概況 の 2 事業の内容に記載しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,405,894	184,432	86,339	334,748	10,627	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間 の内部売上高	102,340	329,299	23,918	298,295	82	753,935	(753,935)	
計	2,508,234	513,732	110,257	633,043	10,709	3,775,978	(753,935)	3,022,042
営業費用	2,487,450	514,185	109,218	628,473	10,228	3,749,556	(754,120)	2,995,435
営業利益 (又は営業損失)	20,784	(452)	1,039	4,570	480	26,421	184	26,606

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
北米 : 米国、カナダ
欧州 : 英国、ドイツ
アジア・オセアニア : シンガポール、中国、タイ
その他の地域 : 中南米、アフリカ

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	173,844	187,564	545,611	184,686	1,091,707
連結売上高(百万円)					3,022,042
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.7	6.2	18.1	6.1	36.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....英国、ドイツ、スペイン
- (3) アジア・オセアニア.....シンガポール、中国
- (4) その他の地域.....中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1株当たり純資産額	393円91銭
1株当たり中間純損失	95円21銭
なお、1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
中間純損失(百万円)	17,509
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る中間純損失(百万円)	17,509
普通株式の期中平均株式数(千株)	183,906
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額5,000百万円) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
本年4月にリーマン・ブラザーズのグループ会社との間に設定した総額500億円の円建転換社債型新株予約権付社債(CB)購入プログラムに基づき、平成15年11月5日に次のとおり円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。	
(1) 発行総額	: 5,000百万円
(2) 発行価格	: 額面価格の100%
(3) 利率	: 利息は付さない
(4) 発行日	: 平成15年11月5日
(5) 担保	: なし
(6) 転換価格	: 740円
(7) 権利行使期間	: 平成15年11月6日から 平成17年11月4日(香港時間)
(8) 償還期限	: 平成17年11月7日(香港時間)
(9) 発行場所	: 中華人民共和国香港特別行政区
(10) 資金の用途	: 子会社への貸付に充当

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比率 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		1,827	
2 未収入金		1,828	
3 その他		125	
流動資産合計		3,781	0.80
固定資産			
(1) 有形固定資産	1	73	
(2) 無形固定資産		57	
(3) 投資その他の資産			
1 投資有価証券		464,503	
2 長期貸付金		2,074	
3 その他		286	
投資その他の資産合計		466,864	
固定資産合計		466,996	99.00
繰延資産		962	0.20
資産合計		471,739	100.00

		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比率 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1	未払金	1,849	
2	未払費用	490	
3	その他	17	
流動負債合計		2,357	0.50
固定負債			
社債		1,600	
固定負債合計		1,600	0.34
負債合計		3,957	0.84
(資本の部)			
資本金		148,306	31.44
資本剰余金			
資本準備金		319,455	
資本剰余金合計		319,455	67.72
利益剰余金			
中間未処分利益		30	
利益剰余金合計		30	0.00
自己株式		10	0.00
資本合計		467,782	99.16
負債・資本合計		471,739	100.00

【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		対売上高比率 (%)
営業収益				
経営指導料			1,259	100.00
営業費用				
一般管理費			1,024	81.33
営業利益			235	18.67
営業外収益				
1 受取利息		2		
2 その他		1	4	0.31
営業外費用				
1 新株発行費償却		155		
2 その他		20	176	13.98
経常利益			63	5.00
税引前中間純利益			63	5.00
法人税、住民税 及び事業税		35		
法人税等調整額		2	33	2.62
中間純利益			30	2.38
中間未処分利益			30	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
<ol style="list-style-type: none">1 資産の評価基準及び評価方法<ol style="list-style-type: none">(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。2 固定資産の減価償却の方法<ol style="list-style-type: none">(1) 有形固定資産 定率法によっております。(2) 無形固定資産 定額法によっております。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。3 その他中間財務諸表作成のための重要な事項<ol style="list-style-type: none">(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。(2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間から連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
1 有形固定資産減価償却累計額	7百万円
保証債務(日商岩井石油株に対する取引保証)	88百万円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
減価償却実施額	
有形固定資産	7百万円
無形固定資産	1百万円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) リース契約の1件当たりの金額が僅少なため記載しておりません。	
2 オペレーティング・リース取引 (借手側)	
未経過リース料	
1年以内	4百万円
1年超	5百万円
合計	10百万円

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成15年9月30日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,008円 1銭
1株当たり中間純利益金額	16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額が1株当たり中間純利益金額を下回らないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
中間純利益(百万円)	30
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る中間純利益(百万円)	30
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,286
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額5,000百万円) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	
本年4月にリーマン・ブラザーズのグループ会社との間に設定した総額500億円の円建転換社債型新株予約権付社債(CB)購入プログラムに基づき、平成15年11月5日に次のとおり円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。	
(1) 発行総額	: 5,000百万円
(2) 発行価格	: 額面価格の100%
(3) 利率	: 利息は付さない
(4) 発行日	: 平成15年11月5日
(5) 担保	: なし
(6) 転換価格	: 740円
(7) 権利行使期間	: 平成15年11月6日から 平成17年11月4日(香港時間)
(8) 償還期限	: 平成17年11月7日(香港時間)
(9) 発行場所	: 中華人民共和国香港特別行政区
(10) 資金の用途	: 子会社への貸付に充当

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成15年4月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | |
| 証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規程に基づく臨時報告書 | 平成15年4月25日
関東財務局長に提出。 |
| 証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規程に基づく臨時報告書 | 平成15年4月25日
関東財務局長に提出。 |
| 証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規程に基づく臨時報告書 | 平成15年10月17日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書の訂正報告書 | |
| 平成15年4月25日付提出の臨時報告書の訂正報告書 | 平成15年5月12日
関東財務局長に提出。 |
| 平成15年4月25日付提出の臨時報告書の訂正報告書 | 平成15年5月13日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 山 正 治 ⑩

関与社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 富 山 正 次 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 横 井 直 人 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 本 宏 之 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 山 正 治 ⑩

関与社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 富 山 正 次 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 横 井 直 人 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 本 宏 之 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。